

債務整理の弁護士費用

個人の債務整理に関する当事務所の弁護士費用は以下のとおりとなっています。法人及び個人事業主の債務整理については、別途ご相談下さい。

初回の相談料	無料
2回目以降の相談料	30分あたり5,500円(税込)

任意整理

クレジット・サラ金業者との交渉により債務を整理する場合の弁護士費用は以下のとおりです。着手金については分割払いも可能です。

着手金	債権者が1社又は2社の場合 55,000円(税込)
	債権者が3社以上の場合 22,000円(税込)×債権者数

報酬金

基本報酬金：和解が成立したとき1債権者につき 22,000円(税込)

減額報酬金：残元金(利息制限法による引き直し計算後の残元金をいう)の全部又は一部の請求を免れたときは、その請求を免れた金額の11%相当額

自己破産申立

自己破産申立についての弁護士費用は以下のとおりです。着手金については分割払いも可能です。報酬金は、免責決定を得られたときにお支払いいただきます。

個人の場合	着手金	220,000円 (税込)
	報酬金	220,000円 (税込)
法人の場合	着手金	550,000円 (税込)～

個人再生申立

個人再生申立についての弁護士費用は以下のとおりです。着手金については分割払いも可能です。報酬金は、認可決定を得られたときにお支払いいただきます。

着手金	330,000円 (税込)
報酬金	330,000円 (税込)

過払金

上記「任意整理」ないし「個人再生申立」の債務整理をした結果、過払金の返還を受けた場合は、別途以下のとおりの報酬金をお支払いいただきます。

報酬金

- ① 任意の交渉により過払金の返還を受けた場合は返還額の 22% 相当額
- ② 訴訟により過払金の返還を受けた場合は返還額の 26.4% 相当額

※掲載費用は全て税込になります。